別添

**看護職員加配加算の加算区分・算定要件**

<主として重症心身障害児以外>　 　　　　　　　　　　　　　　　※判定スコアは裏面参照

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 加算区分 | 加配看護職員 | 障がい児の数各加算区分の対象となる障がい児の延べ利用人数延べ開所日数 |
| 看護職員加配加算（Ⅰ） | １以上(常勤換算) | 対象：判定スコア（※）にある状態のいずれかに該当する障がい児上記算定の結果・・・**１以上** |
| 看護職員加配加算（Ⅱ） | ２以上(常勤換算) | 対象：判定スコア（※）で**８点以上**の障がい児上記算定の結果・・・**５以上** |
| 看護職員加配加算（Ⅲ） | ３以上（常勤換算） | 対象：判定スコア（※）で８点以上の障がい児上記算定の結果・・・**９以上** |

<主として重症心身障がい児>

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 加算区分 | 加配看護職員 | 障がい児の数加算区分の要件に該当する障がい児の延べ利用人数延べ開所日数 |
| 看護職員加配加算（Ⅰ） | １以上（常勤換算） | 対象：判定スコア（※）で**８点以上**の障がい児（定員５名の事業所に限り16点以上は2名分として算定）上記算定の結果・・・**５以上** |
| 看護職員加配加算（Ⅱ） | ２以上（常勤換算） | 対象：判定スコア（※）で**８点以上**の障がい児上記算定の結果・・・**９以上** |

・加配看護職員の数・・・事業所に配置している看護職員数（常勤換算）から、人員配置基準上必要な人数を除いた数

・障がい児の数・・・各加算区分の対象となる障がい児の延べ利用人数を、事業の延べ開所日数で除して得た数（小数点第2位以下を切り上げ）

◎「加配看護職員の数」と「障がい児の数」の両方の要件を満たす必要があります。

◎いずれの加算区分でも、医療的ケアが必要な障がい児に対して支援を提供することができる旨を公表していることが要件となっています。

**留意点等**

・児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所においては、障がい児の数を合算して判定してください。

・医療的ケアに関する判定スコアは事業所で判断するものですが、医師の診断書等の客観的な判断がなされた書類を整える必要があり、ない場合は算定対象となる児童に含まれません。

　（平成30年度障害福祉サービス報酬改定等に関するＱ＆Ａ　vol.1　問101）

・看護職員加配加算は、判定スコアにある状態の障がい児に限らず、当該事業所を利用する障がい児全員に加算されます。（同Ｑ＆Ａ　問102）

**（参考）判定スコア**

(1)　レスピレーター管理＝８

(2)　気管内送管、気管切開＝８

(3)　鼻咽頭エアウェイ＝５

(4)　Ｏ2吸入又はsＰＯ2　90％以下の状態が10%以上＝５

(5)　1回／時間以上の頻回の吸引＝８、６回／日以上の頻回の吸引＝３

(6)　ネプライザー６回／日以上又は継続使用＝３

(7)　ＩＶＨ＝８

(8)　経管（経鼻・胃ろうを含む。）＝５

(9)　腸ろう・腸管栄養＝８

(10)　接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）＝３

(11)　継続する透析（腹膜潅流を含む）＝３

(12)　定期導尿３回／日以上＝５

(13)　人工肛門＝５